

東日本大震災・原子力災害伝承館事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）が掲げる基本理念を着実に実現するとともに、収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修（以下「事業」という。）の円滑かつ効果的な遂行を図るため、東日本大震災・原子力災害伝承館事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 事業評価委員会は、東日本大震災・原子力災害伝承館長（以下「館長」という。）に対して、開館以降の取組、実績、評価及び助言等により策定された中期的な目標及び計画に基づき実施する事業の成果等を評価し意見を述べるとともに、伝承館の運営全般についての助言等を行う。

(組織)

第3条 事業評価委員会は、委員15名以内で組織する。

(委員の選任)

第4条 委員は、学識経験者等から、館長の意見を踏まえ公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長（以下「理事長」という。）が専任し、委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和8年4月1日から2年間とする。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を理事長が選任し、委嘱することができる。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 事業評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は会務を総理し、事業評価委員会を代表する。

- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(オブザーバー)

第7条 事業評価委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 委員長は、必要に応じてオブザーバーに意見や助言を求めることができる。

(会議)

第8条 事業評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第9条 委員及び第8条第2項により出席を求めた者が会議その他の事業評価委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第10条 会議に出席した委員、オブザーバー及び第8条第2項により出席を求めた者に対し旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）の規定により支給する額に相当する額とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業評価委員会に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月19日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、理事長が招集する。

## 東日本大震災・原子力災害伝承館 事業評価委員会委員構成

【委員】（第１期 令和８年４月１日～令和１０年３月３１日）

| 所属・職                               | 氏名       | 備考   |
|------------------------------------|----------|------|
| 東北大学 副学長<br>(社会連携・校友会・基金担当)        | 今村 文彦    |      |
| 東北大学 災害科学国際研究所<br>災害メモリー学 准教授      | ゲルスタ ユリア |      |
| 福島大学 人文社会学群 経済経営学類<br>教授           | 吉田 樹     |      |
| 福島県立医科大学 医学部<br>放射線健康管理学講座 主任教授    | 坪倉 正治    |      |
| 国立科学博物館 展示部<br>常設展示・巡回展示課長         | 田邊 玲奈    |      |
| 福島県立博物館 主任学芸員                      | 筑波 匡介    |      |
| 福島大学 教育推進機構<br>准教授                 | 前川 直哉    |      |
| 福島県教育庁 教育総務課長                      | 大林 徹也    |      |
| 双葉町 副町長                            | 平岩 邦弘    | 地元代表 |
| 東日本大震災・原子力災害ふくしま<br>語り部ネットワーク会議 会長 | 青木 淑子    | 地元代表 |

【オブザーバー】

- ・復興庁 福島復興局 福島復興浜通りセンター次長
- ・経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室長（兼）  
福島芸術文化推進室長
- ・福島県 避難地域復興局次長
- ・福島県 文化スポーツ局次長